

佐世保市公告 第 号

佐世保市指令 建築第 号

建築基準法による命令の公告

（建築物・建築設備・工作物）の所在地

命令を受けた者の氏名

この工事中の（建築物・建築設備・工作物）は、

（安全上・防火上・避難上）著しく支障があると認めたので

建築基準法第90条の2第1項の規定により _____ を命じた。

年 月 日

佐世保市長

印

注 意

- 1 この標識を破損する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられます。
- 2 この命令に違反した者は、建築基準法の規定により罰せられます。